

令和5年 第1回

かつらぎ町議会定例会（10月会議）

議 案

令和5年10月23日提出

令和5年第1回かつらぎ町議会定例会（10月会議）付議事件

報告第 9 号	損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて	1
報告第 10 号	損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて	3
報告第 11 号	損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて	5
議案第111号	令和5年度かつらぎ町一般会計補正予算（第9号）	7

報告第 9 号

損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて

事故に伴う損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第11項の規定により、別紙写しのおり専決処分したから、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年10月23日報告

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

(写)

専 決 処 分 書

下記事故にかかる損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第11項の規定により、専決処分に付する。

令和5年10月13日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 和解及び損害賠償の相手方



2 和解の趣旨

町は、損害賠償金140,060円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和5年7月12日

(2) 事故の発生場所

かつらぎ町大字三谷地内（町道見好東部4号線）

(3) 事故の状況

令和5年7月12日午後1時50分頃、かつらぎ町大字三谷地内の町道見好東部4号線において、道路外から町道へ公用車が後方走行して進入した際、町道を直進してきた車両と接触したことにより、相手方の車両を損傷させた。

報告第 10 号

損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて

事故に伴う損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第11項の規定により、別紙写しのとおり専決処分したから、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年10月23日報告

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

(写)

専 決 処 分 書

下記事故にかかる損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第11項の規定により、専決処分に付する。

令和5年10月16日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 和解及び損害賠償の相手方



2 和解の趣旨

町は、損害賠償金257,773円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和5年6月2日

(2) 事故の発生場所

かつらぎ町大字妙寺地内（町道妙寺57号線）

(3) 事故の状況

令和5年6月2日午後2時頃、かつらぎ町大字妙寺地内の町道妙寺57号線において、相手方が運転する車両が北から南へ走行中に道路の陥没が発生し、巻き込まれて陥没箇所に転落した。車両には相手方が1名で乗車しており、転落により受傷し、相手方の配偶者所有の車両は水没して破損した。

報告第 11 号

損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて

事故に伴う損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第11項の規定により、別紙写しのとおり専決処分したから、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年10月23日報告

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

(写)

専 決 処 分 書

下記事故にかかる損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第11項の規定により、専決処分に付する。

令和5年10月16日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 和解及び損害賠償の相手方



2 和解の趣旨

町は、損害賠償金1,683,063円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和5年6月2日

(2) 事故の発生場所

かつらぎ町大字妙寺地内（町道妙寺57号線）

(3) 事故の状況

令和5年6月2日午後2時頃、かつらぎ町大字妙寺地内の町道妙寺57号線において、相手方の配偶者が運転する車両が北から南へ走行中に道路の陥没が発生し、巻き込まれて陥没箇所に転落した。車両には相手方の配偶者が1名で乗車しており、転落により受傷し、相手方所有の車両は水没して破損した。

議案第111号

令和5年度かつらぎ町一般会計補正予算（第9号）

令和5年度かつらぎ町一般会計補正予算（第9号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,997千円を追加し、歳入歳出それぞれ11,438,562千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年10月23日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

旧中南森林公園オートキャンプ場施設修繕工事費、河川に係る仮設ポンプに要する経費等を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第9号）

第1表
（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		720,822	2,600	723,422
	2 基金繰入金	657,488	2,600	660,088
21 諸収入		152,975	1,397	154,372
	5 雑入	140,036	1,397	141,433
補正されなかつた款項にかかると分る		10,560,768		10,560,768
歳入合計		11,434,565	3,997	11,438,562

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,504,586	1,384	1,505,970
	1 総務管理費	1,265,054	1,384	1,266,438
8 土木費		904,352	2,157	906,509
	3 河川費	21,220	1,559	22,779
	4 都市計画費	510,167	598	510,765
10 教育費		904,253	402	904,655
	6 保健体育費	52,419	402	52,821
14 予備費		30,041	54	30,095

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 予備費	30,041	54	30,095
補正されなかつた款項にかかると分		8,091,333		8,091,333
歳出合計		11,434,565	3,997	11,438,562

歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 9 号)

1. 総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
19 繰入金	720,822	2,600	723,422
21 諸収入	152,975	1,397	154,372
補正されなかつた款項にかかる分	10,560,768		10,560,768
歳入合計	11,434,565	3,997	11,438,562

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1,504,586	1,384	1,505,970			397	987
8 土木費	904,352	2,157	906,509			598	1,559
10 教育費	904,253	402	904,655			402	
14 予備費	30,041	54	30,095				54
補正されなかつた款項にかかる分	8,091,333		8,091,333				
歳出合計	11,434,565	3,997	11,438,562			1,397	2,600

1. 歳入

繰入金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区分	金額		
19		繰入金	千円 720,822	千円 2,600	千円 723,422		千円		千円
	2	基金繰入金	657,488	2,600	660,088				
		1 基金繰入金	657,488	2,600	660,088				
						1 財政調整基金繰入金		2,600	294,000-291,400
21		諸収入	152,975	1,397	154,372				
	5	雑収入	140,036	1,397	141,433				
		1 雑収入	140,036	1,397	141,433				
						1 雑収入		1,397	建物共済保険金 子ども活動支援金
									397 1,000
		歳入合計	11,434,565	3,997	11,438,562				

2. 歳出

総務費

補正第9号

款	項	目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特 定 財 源	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2		総務費	1,504,586	1,384	1,505,970			397	987			
	1	総務管理費	1,265,054	1,384	1,266,438			397	987			
		11 支所費	142,105	1,384	143,489			397	987			
										14 工事請負費	1,384	旧中南森林公園オートキャンプ場施設修繕 工事
8		土木費	904,352	2,157	906,509			598	1,559			
	3	河川費	21,220	1,559	22,779				1,559			
		1 河川費	5,754	1,559	7,313				1,559			
										12 委託料	1,559	仮設ポンプ設置及び撤去作業委託料
4		都市計画費	510,167	598	510,765			598				
		4 かつらぎ西部公園管理費	29,987	598	30,585			598				
										10 需用費	33	消耗品費
										17 備品購入費	565	かつらぎ西部公園キッズスペース用備品
10		教育費	904,253	402	904,655			402				

教育費

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明	
						特別支出金	地方債	財源				金額
								千円	千円			
6		保健体育費	千円 52,419	千円 402	千円 52,821	千円 402	千円 402	千円			千円	
		3 体育施設管理費	48,840	402	49,242	402						
14	1	予備費	30,041	54	30,095			54	10 需用費	195	114	
		予備費	30,041	54	30,095			54	17 備品購入費	207	93	パレーボール用ネット バドミントン用ネット
		1 予備費	30,041	54	30,095			54				
		歳出合計	11,434,565	3,997	11,438,562		1,397	2,600				

